

議案第26号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「(採用後1年以内
に修了することを予定している者を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。